

トピックス

新しく始まる取り組みや大切なお知らせを紹介します

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請期限が近づいています

該当する方で申請していない場合は、期限までに申請してください。

申請期限

2月28日

| 対象 | | 申請 |
|------|--|----|
| 基本給付 | ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 | 不要 |
| | ②公的年金などを受けていることにより児童扶養手当を受給していない方（年金の額が児童扶養手当の支給制限限度額以内） | 必要 |
| | ③新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準にまで減少した方 | |
| 追加給付 | ①②の対象者のうち新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大きく減少していると申請した方 | |

問合せ 子ども家庭課（内線2214）

小規模事業者臨時支援金・中小企業者等家賃支援金の申請期限を延長します

申請期限

2月15日

申請に必要な書類の準備に時間がかかる場合があるため、感染防止に取り組む小規模事業者などへの支援金の申請期限を延長します。

問合せ 商工業振興課（内線4613）

集中対策期間が2月15日まで延長されました

道は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の中、道内でも再拡大が懸念されるため、集中対策期間を1カ月延長しました。緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える、できるかぎり同居していない人との飲食をやめ感染リスクを回避する行動を取るなど、感染予防対策の徹底に協力をお願いします。

問合せ 健康推進課（内線1205）

*感染症対策や各種支援について詳しくは、市ホームページ「くらしの情報→健康・医療→新型コロナウイルス関係」をご覧ください。



国民年金の保険料納付を忘れずに

保険料の納付は期限までに

保険料を期限までに納めないと、年金を受け取れないことがあります。毎月の保険料は、日本年金機構から送付される納付書で納付対象月の翌月の末日までに納めましょう。金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。

納付が難しいときは

経済的な理由などの場合は、納付が免除・猶予される制度があります。

申込み 新さっぽろ年金事務所（☎892-9313）か市役所保険年金課、西部・大曲・西の里出張所

令和3年度の保険料は、本紙4月1日号でお知らせします。

納付方法によって保険料が割り引かれます

■前納・口座振替 2年分が1年分、6カ月分をまとめて前納すると、保険料が割り引かれます。クレジットカードでの支払いも可能です。口座振替で前納する方は、2月28日までに新さっぽろ年金事務所に申し込んでください（令和2年度に口座振替で前納した場合は不要）。

■早割 月々の保険料を口座振替の早割で納付すると、年間600円（月額50円）割り引かれます。

令和2年度の場合

毎月納付
年間
198,480円

現金、クレジットカードで1年分前納
年間194,960円（3,520円お得）

口座振替で1年分前納
年間194,320円（4,160円お得）
*口座振替で2年分前納した場合、15,840円お得になりました。

問合せ 保険年金課（内線2122）